

大分県蜂群配置調整基準

大分県農林水産部畜産技術室
制定：令和 6 年 8 月 16 日

県は、養蜂振興法（昭和 30 年法律第 180 号。以下「法」という。）に基づく蜜蜂の適正配置調整のため、以下の基準を定めるものとする。

第 1 蜂群配置調整対象の除外

- (1) 大分県では、次のアからエの全てに該当する場合は蜂群配置調整の対象から除外する。
- ア 年間の平均飼育群数が 5 群以内の飼育
 - イ 日本蜜蜂のみ飼育
 - ウ 自宅、又は自己所有地での飼育
 - エ 蜂蜜等の蜜蜂から得られる生産物は全て自家用に供する

第 2 蜂群配置調整の実施基準

県は、次の（1）から（3）の何れかに該当し、第 3 に定める競合に該当する場合に蜂群配置調整を実施するものとする。

- (1) 新規配置蜂群
前年度以前の配置調整において調整が整っていない場所における配置蜂群
- (2) 増群
既存配置場所において前年度の届出数から増群があったもの
- (3) 飼育期間の変更等
既存配置場所に前年度の届出から飼育期間の変更等があったもの

第 3 競合に該当する距離

競合に該当する距離は、次のア及びイとする。

- ア 日本蜜蜂は、蜂場間の距離が 4 km 以内
- イ 西洋蜜蜂は、蜂場間の距離が 8 km 以内

第 4 基準の改正

本基準は、必要に応じて改正を行うこととする。

附則

この基準は、令和 6 年 8 月 16 日から施行し、令和 7 年分の蜂群配置から調整を図る。